

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第二十号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第一百五十条」を削る。

第三条の表福祉部の項中

高	高
齡	齡
者	者
福	福
祉	祉
課	課

を

高	高
齡	齡
者	者
福	福
祉	祉
課	課

に改め、同表産業労働部の項中

多	人	雇
---	---	---

用	用
労	労
働	働
課	課

を

雇	雇
用	用
・	・
人	人
材	材
戦	戦
援	援

略	略
課	課

に改める。

第七条の四環境政策課の項第十八号を削り、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、同条産業廃棄物指導課の項第六号中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改め、同条みどり自然課の項中第二十二号を第二十四号とし、第三号から第二十一号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 生物多様性基本法の施行に関すること。

四 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の施行に関すること。

第八条福祉政策課の項第七号中「病院部門に関することに限る」を「障害者福祉

推進課において所掌するものを除く」に改め、同条社会福祉課の項中第二十九号を第三十号とし、第二十八号の次に次の一号を加える。

二十九 埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条高齢者福祉課の項第七号を削り、同項の次に次の一項を加える。

ねりんピック推進課

第三十八回全国健康福祉祭埼玉大会の開催に関すること。

第八条障害者福祉推進課の項第十三号中「福祉政策課において所掌するものを除く」を「福祉局において所掌するものに限る」に改め、同条こども政策課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 埼玉県こども・若者基本条例の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第八条こども支援課の項第六号中「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改める。

第九条国保医療課の項第四号中「乳幼児医療費支給事業」を「こども医療費支給事業」に改め、同条健康長寿課の項第一号を次のように改める。

一 県民の健康増進に関すること。

第九条健康長寿課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条商業・サービス産業支援課の項第七号中「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に改め、同条金融課の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 埼玉県中小企業制度融資の損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の施行に関すること。

第十条雇用労働課の項中「雇用労働課」を「雇用・人材戦略課」に改め、同項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を削り、第十号を第六号とし、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、同号の次に次の四号を加える。

九 外国人材の雇用支援（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十 働き方改革（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

十一 事業所内保育所の利用の促進に関すること。

十二 労働教育に関すること。

第十条雇用労働課の項第十三号及び第十四号を削り、同項第十五号中「及び就業支援」を「、多様な働き方の推進及び労働者の福祉」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十二号の次に次の四号を加える。

十三 労働福祉団体の指導及び育成に関すること。

十四 労働福祉施設に関すること。

十五 労働者協同組合法の施行に関すること。

十六 地域振興センターとの連絡調整（労使関係の安定、多様な働き方の推進及び労働者の福祉に係るものに限る。）に関すること。

第十条人材活躍支援課の項中「人材活躍支援課」を「就業支援課」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項に次の七号を加える。

四 個別労働関係紛争の未然の防止及び自主的な解決の促進に関すること。

五 労働相談に関すること。

六 障害者の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

七 青少年の雇用の促進等に関する法律の施行に関すること。

八 武蔵浦和合同庁舎の管理に関すること。

九 地域振興センターとの連絡調整（就業支援に係るものに限る。）に関すること。

十 前各号のほか、就業支援に関すること。

第十条多様な働き方推進課の項を削る。

第十三条都市計画課の項第八号中「施行」の下に「（他の機関において所掌するものを除く。）」を加え、同項第十四号中「連絡調整（」の下に「宅地造成及び特定盛土等規制法の施行及び」を加える。

第十九条の三第一項第十二号中「埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例」を「埼玉県土砂の堆積による土壌の汚染の防止に関する条例」に改め、同項第十六号中「、採石業者及び土採取業者」を「及び採石業者」に改める。

第二十条の表埼玉県南児童相談所の項の次に次のように加える。

埼玉県朝霞児童相談所	朝霞市	朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、入間郡のうち三芳町
------------	-----	--------------------------------------

第二十条の表埼玉県川越児童相談所の項中「、富士見市」及び「、日高市、ふじみ野市」を削り、「入間郡」の下に「（三芳町を除く。）」を加え、同表埼玉県所沢児童相談所の項中「朝霞市、志木市、和光市、新座市」を「日高市」に改める。

第百三十一条の十五第二項中「並びに租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住

宅の認定に関する事務」を「、租税特別措置法に基づく優良な宅地及び住宅の認定に関する事務並びに都市計画法に基づく開発許可（埼玉県川越建築安全センター所長が許可したものに限り。）を受けたことにより宅地造成及び特定盛土等規制法の許可を受けたものとみなされた工事に関する同法に基づく事務」に改める。

第四百九十九条中「（昭和二十二年法律第六十四号）」を削る。

第五百十条を次のように改める。

第五百十条 削除

第八百八十七条の表埼玉県本人確認情報保護審議会の項中「埼玉県本人確認情報保護審議会」を「埼玉県本人確認情報等保護審議会」に改め、「第三十条の四十第二項」の下に「（同法第三十条の四十四の十三において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「本人確認情報の」を「本人確認情報及び附票本人確認情報の」に改め、同表埼玉県私立学校審議会の項中「第九条」を「第八条」に改める。

第八百八十八条第一項の表企画財政部の項中「議会及び行政管理等」を「議会等に」、「行政改革」を「行政経営」に改め、同表に次のように加える。

都市整備部		都市政策・公園局長	
		まちづくり局長	上司の命を受け、都市整備、都市公園及び産業基盤づくりに係る政策の企画及び立案並びに特に指定された事項に関する事務並びにこれらの事務に関する総合調整の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。

第八百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理防災部	埼玉版FEMA推進幹	上司の命を受け、埼玉版FEMAの推進に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
---------	------------	---

第八百八十八条第三項の表環境部の項を削り、同表職員健康支援課、感染症対策課

及び医療人材課の項の次に次のように加える。

管財課	県庁舎再整備 政策幹	上司の命を受け、県庁舎の再整備に関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-----	---------------	---

第百八十八条第三項の表スポーツ振興課の項の次に次のように加える。

災害対策課	防災DX政策 幹	上司の命を受け、防災におけるデジタルトランスフォーメーションに関する事務その他特に指定された事項を掌理し、これらの事務を処理するため職員を指揮監督するとともに、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
-------	-------------	--

第百八十八条第三項の表高齢者福祉課の項を削り、同条第四項中「、医療政策局長」を削り、同項第六号を次のように改める。

六 埼玉版FEMA推進幹

附 則

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第七条の四環境政策課の項及び産業廃棄物指導課の項、第十三条都市計画課の項、第十九条の三第一項並びに第百三十一条の十五第二項の改正規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の上欄に掲げる機関に勤務している者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、同表の上欄に対応する下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

産業労働部雇用労働課	産業労働部雇用・人材戦略課
産業労働部人材活躍支援課	産業労働部就業支援課